

新十津川町・雨竜町商工会広域連携に関する協定書（案）

新十津川町商工会（以下「甲」という）及び雨竜町商工会（以下「乙」という。）は、次のとおり合意に達したので、この協定書を取り交わす。

1. 甲乙は、広域連携する。
2. 甲乙の広域連携は、平成20年4月 日より実施する。
3. 甲乙は、広域連携協議会（以下「協議会」という）を設置し、甲乙の最高意志決定機関として位置付ける。
4. 甲を幹事商工会とする。
5. 協議会会長は、協議会を代表し、最高責任者となる。
6. 協議会内の職員の配置は、協議会会長が単位商工会長と協議の上決定する

本協定を証するため、甲乙の代表者並びに立会人が記名捺印し、各々本証を保有する

平成20年2月 日

甲 新十津川町商工会
会長 松葉孝文

乙 雨竜町商工会
会長 布川吉信

立会人 新十津川町
町長 植田満

雨竜町
町長 藤本悟